

博多総会にて承認)

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、定款第50条の規定に基づき、一般社団法人日本アロマセラピー協会（以下「この法人」という。）の理事会の運営その他の理事会に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 理事会事務局を総務担当事務局に設置し、理事会事務局は、理事会の事務を統括する。

(出席)

第3条 理事会の開催場所にしがって、生活の本拠ないし主たる就業場所が下表記載の地域にない理事（ただし、理事長、常務理事を除く）は、インターネット回線を用いたWeb会議システムによる出席を認める。

開催場所が東京都内の場合	首都圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）
開催場所が大阪府内又は京都府内の場合	近畿圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

2 前項のWeb会議システムは、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みであることを要する。

3 第1項のWeb会議システムにより出席する理事は、理事会の土日祝日を除く5日前までに理事会事務局にその旨を通知する。

4 第1項のWeb会議システムにより出席する理事は、第三者に理事会の議事

内容が漏洩しないよう、周囲の状況に十分に注意する。

(欠席)

第4条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合は、あらかじめ理事会事務局にその旨を通知する。

(役員以外の出席)

第5条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

2 前項の規定に関わらず、第3条第1項のWeb会議システムにより出席する理事は議長になれない。

(特別利害関係)

第7条 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

(決議)

第8条 第3条第1項のWeb会議システムにより出席した理事も、1人1議決権を有する。

(取引の制限)

第9条 定款第39条第1項各号の取引を行おうとする理事は、取引の相手方、種類、規模、期間などがわかる資料などを理事会に提出する。

2 定款第39条第2項の報告は、同項記載の取引がなされた後の最初の理事会において行う。

(議事録)

第10条 第3条第1項のWeb会議システムにより出席した理事がいた場合は、議事録に、Web会議システムにより出席した理事の氏名を記載する。

(欠席者に対する通知)

第11条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し議事録を以って通知しなければならない。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、2019年11月4日から施行する。